

# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 69 回）

日時：令和 3 年 6 月 17 日（木）

17 時 00 分～17 時 20 分

場所：官邸 2 階 大ホール

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

- |      |   |
|------|---|
| 資料 1 | 厚生労働省提出資料                                     |
| 資料 2 | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更                 |
| 資料 3 | 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部<br>を変更する公示（案） |
| 資料 4 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）                     |
| 資料 5 | 令和 3 年 6 月 21 日以降における取組（案）                    |
| 参考資料 | 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像                  |

# ワクチン接種に係る支援策について（1）

- ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用（2,070円）への時間外・休日加算相当の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の上上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。  
当該支援の実施期間を、当面継続する。（①～③）
- 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。（④）

## 【ワクチン接種対策費負担金】 （接種の費用）

予算額：4,319億円（令和2年度三次補正）

＜概要＞

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算  
（時間外：+730円、休日：+2,130円）

【当面継続】



## 【ワクチン接種体制確保事業】 （自治体における実施体制の費用）

予算額：3,439億円（令和2年度三次補正等）

＜概要＞

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



# ワクチン接種に係る支援策について(2)

## 【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

### ◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

#### ①「診療所」における接種回数の底上げ

【当面継続】

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

#### ②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

【当面継続】

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)



集団接種

#### 都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施  
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
  - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
  - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

#### 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

集団接種の扱い

#### ③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

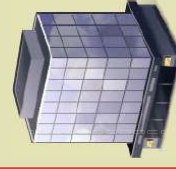
【当面継続】

### ◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

- 外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)
- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学